

第5章

計画の推進

1 「奈良県人権施策推進本部」による全庁的な取組の推進

奈良県人権施策推進本部（本部長：知事、平成16年6月設置）において、本基本計画に基づき、毎年度実施計画を策定・公表し、進捗状況を取りまとめて、情報発信します。

これらの取組にあたっては、県附属機関である「奈良県人権施策協議会」に意見を求め、また、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会など様々な場や機会を活用します。

2 「奈良県人権施策協議会」の機能強化

人権問題が多様化、複雑化し、依然として部落差別や障害者、外国人などに対する偏見や差別が存在し続けている中で、生活困窮にある人、性的マイノリティの人、刑を終えて出所した人等の人権など新たな人権問題が顕在化してきています。

このような現状を踏まえ、新たな人権問題に対しての取組を強化するため、奈良県人権施策協議会に新たに必要となる有識者を加え、同協議会の機能強化を図ります。

また、同協議会において、毎年度、重点課題を設定し、それについて専門的に調査・検討を行うための部会を設置・運営します。

3 国、市町村及び関係機関・団体等との連携・協働

人権施策を計画的、効果・効率的に推進するため、国（奈良地方法務局・奈良労働局）や市町村、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会などの関係機関や、ボランティア・NPO等の団体とのネットワークを強化しつつ、情報共有を図りながら、人権施策の基本的な柱である①人権教育、②人権啓発、③相談支援等の各事業について連携・協働して取り組みます。

〔推進体制のイメージ〕

